

江東区 指定公衆喫煙所

維持管理経費助成金交付制度の手引き

助成制度の概要

江東区では、受動喫煙防止に向けた分煙社会の徹底を目指し、受動喫煙が発生しない喫煙場所の確保に取り組んでいます。

令和7年7月より、関係法令等を遵守して設置された民営の喫煙場所を公衆喫煙所に指定し、誰でも無料で利用できる「指定公衆喫煙所」として広く周知するとともに、維持管理経費の一部を助成しています。

※ 助成金の交付を伴わない「喫煙場所協力店等登録制度」もあります。
詳細は、区ホームページ「喫煙場所協力店等登録制度について」をご覧ください。

指定公衆喫煙所の情報は、区ホームページ等に掲載します。また、歩行喫煙等禁止パトロールに従事する指導員等が喫煙場所を案内する際に活用させていただきます。

申請をご検討の際は、必ず事前にご相談ください。必要書類が揃っていない場合、申請を受理できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先・申請書等提出先

江東区役所 環境清掃部 環境保全課 受動喫煙防止担当・環境美化係	
窓口	防災センター6階7番
電話番号	03-3647-2753・03-3647-9373
Fax	03-5617-5737
E-mail	380301@city.koto.lg.jp

助成対象者

次のいずれかに該当し、指定公衆喫煙所となる喫煙場所を管理する方が、助成金の交付を申請できます。

- 区内の土地または建物を所有し、直近の法人住民税（個人にあっては住民税）を滞納していない。
- 区内の土地または建物の使用権原を有し、直近の法人住民税（個人にあっては住民税）を滞納していない。

助成要件

次の要件を全て満たす喫煙場所である必要があります。

- 一般開放し、無料で利用できる状態で、おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
- 当該助成金の交付を受けた日の属する月から令和10年3月まで継続して運営すること。
- 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態および運営であること。
- 禁煙重点地区（別紙1参照）およびその周辺または駅周辺等の人通りの多い場所で、受動喫煙防止に十分配慮した場所にあること。
- 指定公衆喫煙所の運営開始について、指定公衆喫煙所に隣接する建物の居住者、テナント等および当該場所の区域の町会等に周知し、理解を得られていること。
- 区の指定公衆喫煙所として指定を受け、区ホームページ等で公開することに同意すること。

（次ページへ続きます）

- 下表の基準を満たした設備であること。

屋内型、屋外コンテナ型または屋外トレーラー型で、次の要件を満たすもの。	
屋内型	<ul style="list-style-type: none"> • 壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物。 • 出入口において、喫煙所内に向かう風速が毎秒 0.2メートル以上。
屋外コンテナ型 屋外トレーラー型	<ul style="list-style-type: none"> • 壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物。 • 建物の入口および窓を人通りの多い区域から可能な限り離す等、周囲の状況に配慮されている。
たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙および臭いが近隣の居住施設および人通りの多い区域に流入しないように配慮されている。	
出入口に扉を設けている。	
収容可能人数が2名以上。	
法令等で規定する基準を満たしている。	

- 屋外から見える場所および指定公衆喫煙所の出入口に、指定公衆喫煙所であることおよび 20 歳未満の人の立ち入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。

助成対象経費

指定公衆喫煙所の維持管理経費のうち、次のものとなります。なお、他の同種の助成金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額とします。

- 設備および備品の保守に要する経費
- 電気代
- 火災保険料
- 清掃およびごみの処理に要する経費
- 風速等環境測定に係る経費

助成対象期間

助成を開始した月から令和10年3月まで（年度ごとに更新手続きあり）

助成金額

各年度、予算の範囲内で60万円を上限とします。支払いは管理運営完了後です。（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます。）

なお、次の点にご注意ください。

- 各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、5万円に月数を乗じた金額を上限とします。
- 経費の内訳が明確でない場合は、賃貸契約書等に基づき、指定公衆喫煙所が占める面積で按分した額とします。

申請手続きについて

1 助成金の交付を受けようとする維持管理期間の初日の30日前までに次の必要書類をご提出ください。郵便、Fax、メール等での提出はできません。

(1) 初めて申請する場合

- ① 「江東区指定公衆喫煙所に係る指定申請書兼維持管理経費助成金交付申請書」（別記第1号様式）
- ② 「指定公衆喫煙所運営計画書」（別記第2号様式）
- ③ 指定公衆喫煙所として指定する建物または土地の所有者にあっては、発行後3月以内の登記事項証明書
- ④ 指定公衆喫煙所として指定する建物または土地の賃借者にあっては、賃貸借契約書の写し
- ⑤ 土地または建物の全部または一部の使用者にあっては、当該土地または建物を指定公衆喫煙所として指定することについての「所有者同意書」（別記第3号様式）
- ⑥ 指定公衆喫煙所の位置および周辺区域の状況を明らかにした図面

- ⑦ 指定公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備および排気先の位置を示すもの（以下「図面等」という。）その他指定公衆喫煙所の詳細を確認できる書類
- ⑧ 指定公衆喫煙所の全景および主要部分（設備等）の写真
- ⑨ 国、東京都、区、企業等から助成金等が支払われている場合にあっては、その内容および内訳が分かる書類
- ⑩ 指定公衆喫煙所の運営を開始することについて、指定公衆喫煙所の所在地に隣接する建物の居住者、テナント等および当該場所の区域の町会等に周知し、理解を得たことが分かる「承諾書」（別記第4号様式）
- ⑪ 維持管理経費の予定金額の内訳およびその算出根拠が分かる書類（参考様式あり）
- ⑫ 直近の法人住民税（個人にあっては住民税）を滞納していないことが分かる書類

(2) 前年度に引き続き申請する場合

(1)に掲げるもののうち、①と内容に変更があった書類。

2 次の点にご注意ください。

- 「江東区指定公衆喫煙所に係る指定申請書兼維持管理経費助成金交付申請書」（別記第1号様式）は、**2部（正本・副本）**ご用意ください。受理時、副本に收受印を押印し、受付番号を記入して返却します。
- 助成金の交付決定は上記申請書を受理した順に行います。後から受理した助成金額が予算残額を上回った場合、予算残額を上限として交付決定を行います。

3 審査のうえ問題がなければ、交付決定の通知書が送付されます。

助成金交付額の確定と請求から交付まで

- 1 各年度の管理運営が完了しましたら、「江東区指定公衆喫煙所維持管理等実績報告書」（別記第9号様式）に次の書類を添えてご提出ください。
 - ・維持管理経費の内訳が記載された書類（参考様式あり）の写し
 - ・維持管理経費の領収書等の写し
- 2 審査のうえ問題がなければ、交付額確定の通知書が送付されます。
- 3 速やかに「江東区指定公衆喫煙所維持管理経費助成金交付請求書兼口座振替依頼書」（別記第11号様式）をご提出ください。

その他

- 1 指定公衆喫煙所の指定および助成金の交付決定を受けた方は、申請内容または助成対象経費を変更しようとするとき（軽微なものを除く）、指定公衆喫煙所を助成対象期間内に廃止しようとするときは、「江東区指定公衆喫煙所維持管理経費助成金に係る変更（廃止）承認申請書」（別記第7号様式）をご提出ください。
- 2 次のいずれかに該当した場合、指定公衆喫煙所の指定または助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消されることがあります。助成金の交付決定が取り消された場合、既に交付されている助成金のうち、取り消しに係る部分を返還していただきます。
 - ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ・助成金を他の用途に使用したとき。
 - ・助成対象者でなくなったとき。
 - ・助成要件を満たさなくなったとき。
 - ・助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

申請書等様式

別紙2のとおり

手続きの流れ



＜ 注意事項 ＞

・助成金の交付決定が取り消された場合、既に交付されている助成金のうち、取り消しに係る部分を返還していただきます。